

山梨県公報

第千四百四十八号

平成十六年

一月二日

月 曜 日

目 次

保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………四三
 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………四四
 公告

平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………四五

告 示

山梨県告示第三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 平成十六年二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南巨摩郡増穂町・身延町・鵜沢町・南部町(以上四町について、次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。
 身延町大城字ザレ一七九五・字古谷城一八四九・一八五三の一・一八五四・一八六二・大島字長野六四八〇(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 次に掲げる告示で定める所による。

昭和五十七年一月二十七日農林水産省告示第二百一十号

(二) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び鵜沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 次に掲げる告示で定める所による。

昭和四十四年八月六日農林水産省告示第千七百七十四号(三に係るものに限る。)

(二) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 平成十六年二月二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 山梨市・東山梨郡三富村・大和村・東八代郡御坂町・一宮町・八代町(以上六市町村について、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、択伐による。

(1) 山梨市切差字八幡山一八五六・八代町竹居字大口山五七三八の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに山梨市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東山梨郡三富村・大和村・東八代郡八代町（以上三町村について、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十六年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北都留郡小菅村・丹波山村（以上二村について、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北都留郡小菅村・丹波山村（以上二村について、次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて

縦覧に供する。

平成十六年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の位置

南アルプス市小笠原字往還東一三七三番一及び一三七三番二

二 道路の幅員

最大四・〇五メートル 最小四・〇〇メートル

三 道路の延長

一九・五一メートル

山梨県告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の位置

北巨摩郡双葉町下今井字立間二四六九番五、二四七〇番四、二四七二番一及び二五

三五番一

二 道路の幅員

最大五・三七メートル 最小四・〇一メートル

三 道路の延長

五一・〇三メートル

公 告

●平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十六年二月二日

山梨県知事 山本 栄彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一四・四三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八一・四二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二一・〇四ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・九七ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八一四・九四ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四六・一三ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一、二〇七・二〇ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	五七五・〇五ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七一五・六三ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	一六・七四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一七五・七五ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一四一・七六ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一四・三〇ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一七四・〇四ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番